

○函南町空き家バンク実施要綱

令和6年3月28日告示第53号

函南町空き家バンク実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函南町における空き家の有効活用を通じて、空き家の発生や増加を抑制するとともに、地域の活性化を図るため、空き家バンクの実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「空き家等」とは、居住又は事務所若しくは店舗等に供することを目的として建築された建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物に限る。）であって、現に利用されておらず、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の規定に基づく媒介を依頼する契約（売買を行うものについては、専任媒介契約又は専属専任媒介契約に限る。）が締結されている建築物及びその敷地をいう。

2 この要綱において「所有者等」とは、空き家等の売却、賃貸等を行う権利を有する者をいう。

3 この要綱において「空き家バンク」とは、空き家等の売買又は賃貸を希望する所有者等から提供を受けた当該空き家等に関する情報を登録し、空き家等の利用を希望する者に対し、紹介を行う制度をいう。

4 この要綱において「登録物件」とは、第4条第2項の規定により空き家バンク登録台帳に登録された空き家等をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、函南町空き家バンク以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

(空き家等の登録)

第4条 空き家バンクへ空き家等に関する情報の登録を希望する所有者等は、函南町空き家バンク登録申請書（様式第1号）及び函南町空き家バンク物件登録カード（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

(1) 登録を希望する空き家等の登記事項証明書又は所有者等を証明する書類

(2) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による登録の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、空き家バンク登録台帳に登録し、函南町空き家バンク物件登録完了通知書（様式第3号）により、所有者等に通知するものとする。ただし、登録の申請があった空き家等が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクに登録しない。

(1) 建築基準法第10条第1項の規定による勧告、同条第2項若しくは第3項に規定する命令を受けているとき、同法第39条第1項の規定により指定された災害危険区域内に存するとき（県知

事が建築を認めたものを除く。)又は同法第43条第1項の規定に適合していないとき(同条第2項各号の規定による認定又は許可を受ける見込みがあるものを除く。)

- (2) 下水道法(昭和33年法律第79号)第11条の3の規定に適合しないとき。
- (3) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第6項に規定する都市計画施設の区域若しくは同条第7項に規定する市街地開発事業の施行区域内に存するものであって、同条第16項に規定する施行者の承諾等が得られないとき又は同法第7条第1項の規定により定められた市街化調整区域内に存するものであって、同法に基づく用途変更等の許可の見込みがないとき。
- (4) 民事執行法(昭和54年法律第4号)又は国税徴収法(昭和34年法律第147号)に基づく差押えを受けているとき。
- (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内に存するとき。
- (6) 静岡県建築基準条例(昭和48年静岡県条例第17号)第10条の規定に適合しないとき。
- (7) 函南町暴力団排除条例(平成23年函南町条例第23号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等が所有するとき。
- (8) その他町長が適当でないとき。

(登録物件に係る変更の届出)

第5条 所有者等は、登録物件について、その内容に変更があったときは、速やかに函南町空き家バンク物件登録事項変更届出書(様式第4号)及び函南町空き家バンク物件登録カード(様式第2号)を町長に届け出るものとする。

(登録の抹消)

第6条 町長は、登録物件が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録物件の登録を抹消するとともに、当該登録物件の所有者等に函南町空き家バンク物件登録抹消通知書(様式第5号)により通知するものとする。

- (1) 所有者等から函南町空き家バンク物件登録抹消申請書(様式第6号)の提出があったとき。
- (2) 当該登録物件に係る所有権に異動があったとき。
- (3) 登録した日の属する年度の末日から起算して2年を経過したとき。
- (4) 登録の内容に虚偽があったとき。
- (5) その他町長が必要と認めたとき。

(登録物件情報の公開)

第7条 町長は、登録物件に係る情報のうち、物件概要等をホームページ等に掲載し、公開するものとする。

(登録物件の現地見学)

第8条 登録物件の現地見学を希望する者は、当該登録物件に係る媒介契約を締結している宅地建物取引業者に申込みをするものとする。

(登録物件の取引等)

第9条 登録物件の売買、賃貸等の交渉を希望する者は、当該登録物件に係る媒介契約を締結している宅地建物取引業者と契約交渉等を行うものとする。

(登録物件の契約)

第10条 町長は、登録物件の売買、賃貸等に係る契約の締結について、これに関与しないものとする。

(登録物件の状況報告)

第11条 所有者等は、登録物件について、次の各号のいずれかに該当するときは、函南町空き家バンク物件登録事項変更届出書(様式第4号)又は函南町空き家バンク物件登録抹消申請書(様式第6号)により、遅滞なく町長に報告するものとする。

- (1) 登録物件の売買等の契約が成立したとき。
- (2) 媒介契約を解除したとき。
- (3) その他登録物件の登録内容に変更が生じたとき。

2 町長は、必要に応じて登録物件の媒介契約の状況について、宅地建物取引業者に対して報告を求めることができる。

(個人情報の取扱い)

第12条 空き家バンクに登録された個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に定めるところによる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係） （用紙 日本産業規格A4縦型）

年 月 日

函南町空き家バンク登録申請書

函南町長 氏 名 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

函南町空き家バンク実施要綱第4条第1項の規定により、空き家バンクへの物件登録を申し込みます。

- 1 登録内容 別添（空き家バンク物件登録カード（様式第2号））のとおり
- 2 確認事項 私は、暴力団員等又は暴力団密接関係者ではありません。
- 3 確認事項 函南町空き家バンクの趣旨を理解し、函南町空き家バンク実施要綱を遵守の上で申請します。

備考

- 1 空き家バンクに登録された空き家情報は、函南町ホームページ等で公開されます。
- 2 町は、空き家情報の提供を行いますが、物件の売買、賃貸に関する交渉、契約等に関する媒介は行いません。
- 3 登録された個人情報、本事業の目的以外に利用いたしません。

登録番号	
------	--

函南町空き家バンク物件登録カード

物件住所						
希望する物件形態	<input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 売買		家屋の状態の目安			
	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅（ ）					
価格	<input type="checkbox"/> 賃貸 円/月	<input type="checkbox"/> 敷金 月 <input type="checkbox"/> 礼金 月	<input type="checkbox"/> 外観・内装ともに良 <input type="checkbox"/> 老朽化も使用可 <input type="checkbox"/> 使用に支障あり			
	<input type="checkbox"/> 売却 円	<input type="checkbox"/> 共益費/管理費				
所有者	住所	〒				
	氏名					
	昼間連絡が取れる電話番号					
この物件に関する連絡先	住所	〒				
	氏名		電話番号			
物件の概要	面積	構造	建築年月	年 月		
	土地	㎡	補修の要否	補修の費用負担		
	土地面積計測方式	<input type="checkbox"/> 公簿 <input type="checkbox"/> 実測				
	私道負担面積	㎡	用途地域	建ぺい率 %		
	建物	1階			坪	容積率 %
		2階			坪	
	3階	坪	現況			
	建物面積測量方式	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 壁芯 <input type="checkbox"/> 内法	土地権利			
	間取り	1階	<input type="checkbox"/> 居間（ ）畳 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> その他（ ）畳			
		2階	<input type="checkbox"/> 洋室（ ）畳 <input type="checkbox"/> 和室（ ）畳 <input type="checkbox"/> その他（ ）畳			
3階		<input type="checkbox"/> 洋室（ ）畳 <input type="checkbox"/> 和室（ ）畳 <input type="checkbox"/> その他（ ）畳				
利用状況	<input type="checkbox"/> 放置（ ）年 <input type="checkbox"/> 別荘 <input type="checkbox"/> その他（ ）	電気	<input type="checkbox"/> 引き込み済み <input type="checkbox"/> その他			
		ガス	<input type="checkbox"/> 都市ガス <input type="checkbox"/> プロパンガス <input type="checkbox"/> その他			
主要施設等への距離	最寄の駅 路線名	Km	風呂	<input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
			水道	<input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 簡易水道 <input type="checkbox"/> その他		
	バス停	Km	下水道	<input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> その他		
			トイレ	<input type="checkbox"/> 水洗 <input type="checkbox"/> 汲み取り / <input type="checkbox"/> 和式 <input type="checkbox"/> 洋式		
	役場	Km	駐車場	<input type="checkbox"/> 有（ ）台 <input type="checkbox"/> 無		
	病院	Km	庭	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	保育園	Km	物置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	幼稚園	Km	国土法	<input type="checkbox"/> 指定なし <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 届出中 <input type="checkbox"/> 不要		
	小学校	Km	都市計画法関係	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 許可（ ）		
	中学校	Km	建築確認証	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	Km	耐震診断	<input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 実施済（補強不要・要補強） <input type="checkbox"/> 不要			
	Km	住宅保険	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要			
	Km	引き渡し状況	<input type="checkbox"/> 即時 <input type="checkbox"/> 相談 <input type="checkbox"/> 時期指定（ ）年 月 旬			

媒介契約を結んだ 宅建業者			
P R 事 項			
特 記 事 項			
町記入欄			
受付日	年 月 日	現地確認日	年 月 日
登録日	年 月 日		
登録抹消日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 契約成立	<input type="checkbox"/> 登録抹消 <input type="checkbox"/> その他()

※ 抵当権設定や所有権移転登記未了等の説明事情がある場合は、特記事項へ記載してください。

記載漏れにより契約不適合等生じた場合は、町は一切の責任を負いかねます。

様式第3号（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

第 号
年 月 日

函南町空き家バンク物件登録完了通知書

氏 名 様

函南町長 氏 名 印

函南町空き家バンク実施要綱第4条第2項の規定により、函南町空き家バンクへの物件情報の登録が完了したので通知します。

登 録 番 号	
登 録 日	

※登録事項に変更等があった場合は、速やかに函南町空き家バンク物件登録事項変更届出書（様式第4号）を提出してください。

様式第4号（第5条関係） （用紙 日本産業規格A4縦型）

第 年 月 日
第 号

函南町空き家バンク物件登録事項変更届出書

函南町長 氏 名 様

届出者 住 所

氏 名

電話番号

函南町空き家バンクに物件登録した内容に変更がありましたので、函南町空き家バンク実施要綱第5条の規定により届け出ます。

登 録 番 号	
変 更 内 容	別紙「函南町空き家バンク物件登録カード（様式第2号）」記載のとおり

※函南町空き家バンク物件登録カードには、登録番号及び変更箇所のみ記載してください。

様式第5号（第6条関係） （用紙 日本産業規格A4縦型）

第 号
年 月 日

函南町空き家バンク物件登録抹消通知書

氏 名 様

函南町長 氏 名 印

函南町空き家バンク実施要綱第6条の規定により、函南町空き家バンクの物件登録を抹消したので通知します。

登 録 番 号	
抹 消 し た 理 由	

年 月 日

函南町空き家バンク物件登録抹消申請書

函南町長 氏 名 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

函南町空き家バンクの物件登録を抹消したいので、函南町空き家バンク実施要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

登 録 番 号	
抹消する理由	
媒介契約の相手方	住所：
	氏名：
媒介契約締結日	年 月 日
価 格	<input type="checkbox"/> 売却 円 <input type="checkbox"/> 賃貸 円（月額）